

香川国際交流会館会議室に係る利用料助成要綱

(目的)

第1条 財団法人香川県国際交流協会は、香川国際交流会館（以下「会館」という。）を拠点とする国際交流並びに国際協力を推進するために、国際交流団体等が会館を利用して国際交流事業等を行う場合に、当該会館利用料に対して助成するものとする。

(助成対象者)

第2条 前条に規定する国際交流団体等とは、公益法人、特定非営利活動法人、その他国際交流又は国際協力に寄与する事業を行っている団体（宗教団体又は政治団体を除く。）で、理事長が適当と認める者とする

(助成対象事業)

第3条 第1条に規定する国際交流事業等は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 本県の国際交流又は国際協力の推進に寄与する事業であること。
- (2) 事業内容から一般県民（団体の構成員以外）が参加できるものであること。
- (3) 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。

(助成額)

第4条 第1条の助成は、会議室及び附属設備の使用に係る費用を対象とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、助成申請書（別紙様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出するものとする。但し、理事長が適当と認める場合には適宜省略することができるものとする。

- (1) 香川国際交流会館利用許可申請書
- (2) 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
- (3) 当該事業の収支予算
- (4) 申請者（団体）の概要（法人の場合は、定款又は寄附行為の写し。）
- (5) 団体の役員名簿

(交付決定・助成方法)

第6条 理事長は、助成申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行うものとする。

- 2 理事長は、申請者に代わり助成金を会館に対して支払うことにより助成を行うものとする。

(交付決定の取消)

第7条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 助成事業が著しく不相当と認められるとき。

2 申請者は、前条の規定による助成金の交付決定の取消しを受けた場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、当該助成金を直ちに返還するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

財団法人香川県国際交流協会
理事長 多田野 榮 殿

所在地

団体名

代表者氏名

香川国際交流会館会議室利用料助成申請書

次のとおり会館を利用して事業を実施したいので、香川国際交流会館会議室に係る利用料助成要綱第4条の規定により、助成申請します。

記

事業名	
事業の目的	
事業の概要	
開催日時	平成 年 月 日 () 時から 平成 年 月 日 () 時まで